

○大野市地下水対策審議会設置条例

昭和48年10月1日

条例第36号

(設置)

第1条 地下水の保全及び利用について調査審議するため、大野市地下水対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、又は市長に対し積極的に意見具申を行うものとする。

- (1) 地下水の合理的利用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地下水の保全について必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業所の代表者
- (4) 住民の代表者
- (5) 公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ特定事項を調査審議するため、審議会の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、建設部建設課湧水再生対策室に置く。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第7号)抄
(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第2号)
この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第52号)
この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第20号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第16号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第12号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第14号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。